

武豊町在宅医療・介護連携ネットワーク

「ゆめたろうネット」

利用規約

第1章 総則

(目的)

第1条 武豊町在宅医療・介護連携ネットワーク「ゆめたろうネット」利用規約（以下「本規約」という。）は、武豊町在宅医療・介護連携ネットワーク「ゆめたろうネット」（以下「ゆめたろうネット」という。）を適正かつ円滑に運営するために、ゆめたろうネットの利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(ゆめたろうネットの定義)

第2条 本規約において、ゆめたろうネットとは、武豊町の医療・介護等の対象者（以下「対象者」という。）に質の高い医療・介護サービスを提供することを目的として、サービスを提供する関係機関が相互に対象者の診療情報等の情報をネットワーク上で共有するシステムと定義する。

2 ゆめたろうネットは、次に掲げるサービスを提供する。

(1) ゆめたろうネットを利用する施設間で電子@連絡帳（対象者の受診時の情報及び治療歴、治療の経過及び効果、薬の重複投与の防止に関する情報並びに各種の検査データ等の情報を共有するシステムをいう。）を用いて対象者の診療情報等を共有する地域包括ケアシステムサービス

(2) ゆめたろうネットの登録手続きや案内情報等を公開するポータルサイトサービス

(サービスの運営)

第3条 ゆめたろうネットの運営は、武豊町（以下「サービス運用者」という。）が行う。ただし、ゆめたろうネットの運用管理にかかる業務を、外部の事業者に委託することができる。

2 前項に基づきゆめたろうネットの運用管理を委託された事業者（以下「契約事業者」という。）は、本規約並びに別に定める仕様に基づき、ゆめたろうネットの運用管理を適切に行わなければならない。

3 その他、第1条の達成に必要なサービス

第2章 利用登録に関する事柄等

(利用施設等の範囲)

第4条 ゆめたろうネットを利用することができる施設等（以下「利用施設」という。）は、武豊町在宅医療・介護連携ネットワーク協議会規約第4条各号に定める機関又は機関に属する施設とする。

2 前項に基づく利用施設において、ゆめたろうネットを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該利用施設に属する者のみとする。

3 愛知県の広域利用の協定を締結している場合は、利用者は、協定の締結先と情報連携ができる。

4 前項の規定により患者情報を連携する場合は、対象者が居住する行政管理下のネットワークの利用規約を遵守する。

(利用登録の申請)

第5条 ゆめたろうネットの利用を希望する施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、本規約を遵守のうえ、ポータルサイトサービスから施設登録申請を行う。ただし、前条第3項に規定する協定に基づき患者等の情報を共有する場合における施設管理者の当該申請は、不要とする。

2 サービス運用者より利用の承認を受けた施設管理者は、ゆめたろうネットを使用して、利用者ごとに専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行うものとする。

(登録内容の変更)

第6条 施設管理者は、登録した内容に変更が生じた場合は、ゆめたろうネットを用い、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

(登録の廃止)

第7条 施設管理者は、利用施設の登録を廃止する場合は、ポータルサイトサービスから利用廃止申請を行うものとする。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第8条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設管理者の責任において再発行を受けることができる。

(利用上の注意)

第9条 利用者は本規約に定める事項に従い、ゆめたろうネットを利用するものとする。

2 利用者がゆめたろうネットを利用した場合、本規約に同意したものとみなす。

(利用環境の整備)

第10条 利用施設は、ゆめたろうネットを利用するにあたり必要となる全ての機器、接続用通信回線及びインターネットプロバイダ契約等について、自己の負担と責任において整備するものとする。

第3章 サービス内容

第1節 地域包括ケアシステムサービス

(共有方法)

第11条 利用者がゆめたろうネットによって共有した対象者の情報は、仕様に対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある利用者のみ当該情報にアクセスすることができる。

(対象者の同意)

第12条 利用者は、ゆめたろうネットを利用して対象者に関する情報を他の利用者と共有しようとする場合は、個人情報取扱い同意書（以下「同意書」という。）により対象者本人（未成

年又は同意困難の場合はその家族)の同意を取得した上で、対象者の情報をゆめたろうネットに登録するものとする。

2 利用者は、対象者本人(未成年又は同意困難の場合はその家族)から、ゆめたろうネットの利用中止の申し出があった場合は、当該対象者の登録データを削除するものとする。

(共有情報の取扱い)

第13条 ゆめたろうネットにより共有された対象者の情報は、診療情報の参照情報として取り扱うものとし、診療情報の原本は利用者が法令等に従い別途管理するものとする。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第14条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、ゆめたろうネットの概要や利用施設の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。

2 ポータルサイトサービスで公開する利用施設の情報は、利用施設名、利用施設の住所等とする。ただし、施設管理者は、利用施設の情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(公開情報の管理)

第15条 ポータルサイトサービスで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

第4章 ゆめたろうネットの運用

(ユーザーID、パスワードの管理)

第16条 施設管理者より利用者に付与されたユーザーID及びパスワードを利用できる者は、当該利用者のみとする。

2 利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理についての一切の責任を負うとともに、自己のユーザーID及びパスワードによりゆめたろうネットでなされた一切の行為及びその結果についての責任を負うものとする。

3 利用者は、付与されたユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡、貸与、もしくは開示し又は使用させてはならない。

4 利用者は、パスワードを定期的に変更する等、第三者へのパスワードの漏洩防止に努めるものとする。

(セキュリティ対策及び個人情報の保護)

第17条 施設管理者及び利用者は、ゆめたろうネットで取り扱う情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)及び武豊町個人情報保護条例(平成19年条例第3号)等の関係法令を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

- 2 施設管理者は、機密保持に係る利用者の責任を明確にするとともに、使用する機器等の管理について必要なセキュリティ対策を講じるものとする。また、利用者へのセキュリティ教育を定期的実施するとともに、重大なセキュリティ事故等が起こったときは、利用者に対して必要の都度、セキュリティ教育を実施するものとする。
- 3 利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、使用する機器等の取扱いについて特段の注意を払わなければならない。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第18条 施設管理者及び利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかにサービス運用者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。

- 2 サービス運用者及び契約事業者は、前項の報告を受けたときは、速やかに情報漏洩防止等の措置をとらなければならない。
- 3 委託業務の範囲を超える対応が必要な場合は、サービス運用者と契約事業者との間において別に協議するものとする。

(サービスの一時停止)

第19条 サービス運用者及び契約事業者は、次のいずれかに該当する場合は、施設管理者及び利用者に事前に連絡することなく、一時的にゆめたろうネットのサービスを停止することができるものとする。

- (1) 緊急でシステム保守作業を行う必要がある場合
- (2) 火災又は停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 天災又は不慮の事故によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) 前各号に定めるほか、運用面や技術面の問題により、サービス運用者又は契約事業者がサービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

(禁止行為)

第20条 利用者は、ゆめたろうネットの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の利用者、第三者又はサービス運用者の著作権又はその他の権利を侵害する行為
- (4) 他の利用者又は第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
- (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 本規約及び法令に違反する行為
- (7) 虚偽の内容で利用登録を行うこと
- (8) ゆめたろうネットに保管されている情報を意図的に改ざんする行為
- (9) ユーザーID又はパスワードを不正に使用する行為又は第三者に使用させる行為
- (10) 不正アクセス等のゆめたろうネットの運営を妨げる行為
- (11) 政治活動若しくはこれに類似する活動又は政治団体への勧誘行為
- (12) 宗教活動若しくはこれに類似する活動又は宗教団体への勧誘行為
- (13) 前各号に定める行為のほか、サービス運用者が不相当と判断した行為

- 2 利用施設又は利用者が前項のいずれかに該当する場合、サービス運用者は、当該利用施設又は利用者に事前に通知又は催告することなく、利用施設の登録の廃止又は利用者としての資格の停止を行うことができるものとする。
- 3 サービス運用者又は契約事業者は、利用施設又は利用者が第1項の各号のいずれかに該当することでサービス運用者又は契約事業者が損害を被った場合、利用施設又は利用者に対し、損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(サービス内容の変更)

第21条 サービス運用者は、ゆめたろうネットの内容について、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。

- 2 前項に定める変更を行った場合は、サービス運用者は、利用者へ変更内容について周知するものとする。

(利用の一時停止)

第22条 サービス運用者は、利用者のユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

- 2 サービス運用者は、前項の規定によりID等の使用を停止した場合は、当該利用者に報告するものとする。
- 3 第1項の規定によりID等の使用を停止したことにより当該利用者が発生した損害に対して、サービス運用者はその責任を負わない。

(サービスの中止)

第23条 サービス運用者は、あらかじめ利用者に通知した上で、ゆめたろうネットのサービス提供を中止することができる。

(免責事項)

第24条 ゆめたろうネットが取り扱う対象者の情報の内容について、サービス運用者及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しないものとする。

- 2 ゆめたろうネットが提供するサービスの停止、変更もしくは中止又は対象者の情報の流出若しくは消失又はその他のサービスの利用に関連して利用施設、利用者又は第三者に損害が発生した場合は、サービス運用者又は契約事業者の故意又は重過失による場合を除き、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。
- 3 ゆめたろうネットが提供するサービスを通じて、利用者間又は利用者と第三者間で生じた紛争について、サービス運用者及び契約事業者は一切の責任を負わないものとする。

第5章 その他

(規約の変更)

第25条 サービス運用者は、必要があると認めるときは、本規約の変更を行うことができるものとする。

- 2 前項の変更を行った場合、サービス運用者は、ポータルサイトサービス等を通じて利用者へ変更内容を周知するものとする。
- 3 第1項に定める利用規約の変更後に、利用者がゆめたろうネットを利用した場合、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年1月23日から施行する。